

豊中市こどもの居場所ネットワーク加盟団体等の登録について（内規）

（目的）

第1条 本内規は、豊中市こどもの居場所ネットワーク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、地域の子どもへ居場所を提供する団体等（以下「団体等」という。）がこどもの居場所ネットワーク（以下「いこっと」という。）に加盟するための加盟要件を定めるものとする。

2 団体等は実施要綱第1条に規定する目的に賛同し、次条の要件を満たす場合において、こどもの居場所ネットワーク加盟団体（以下「加盟団体」とする。）となることができる。

（加盟要件）

第2条 市は、団体等から実施要綱第3条第2項に定める申込書の提出があった場合、次に掲げる要件をすべて満たすものを加盟団体とする。

（1）活動趣旨と目的

ア 子どもや子育て家庭への支援に関心を持ち、「こどもの居場所」の必要性やこどもの健やかな育ちの大切さを認識していること。

イ こどもの人権の尊重、こどもの最善の利益の実現及びこどもが個性および能力を発揮できる機会を提供すること。

ウ 営利活動、政治活動、宗教活動を主目的としないこと。

営利活動：利益を出資者に配分することを主目的とする活動

政治活動：特定の政治理念普及や、政治家支援を主目的とする活動

宗教活動：特定の宗教の普及を主目的とする活動

（2）活動の対象と参加条件

ア 主に豊中市在住の学齢期（小学生～中学生）から高校生世代の子どもを対象またはそれらの子どもを対象に含んだ活動であること。

イ 未就学児のみを対象とする活動または親子連れでしか参加できない活動ではないこと。

ウ 特定の子どもに限定せず、地域に周知され開かれた場であり、一人でも気軽に安心して参加できること。

エ 参加費は継続して参加しやすい設定であり、無料または低額・実費相当（目安：300円程度以下）であること。

（3）活動内容と頻度

ア 単なる食事やプログラムの提供だけでなく、こどもとの関わりの時間と空間を持つよう工夫していること。

イ 原則として毎月1回以上（少なくとも3か月に1回以上）、定期的かつ継続的に開催し、こどもとの関係づくりと継続した見守りを行う意向があること。

- ウ 学校の授業が行われていない時間帯に開催すること。
- (4) 運営体制と安全管理
 - ア 個人ではなく、団体として運営されていること（運営メンバー3名以上）。
 - イ 複数人体制で運営するなど、定員や広さ、開催規模や頻度に見合った環境と人員体制が整っていること。
 - ウ 開催場所や器材等について、関係する地域団体等との調整が取れていること。
 - エ こどもの権利を著しく侵害し、心身に影響を与える不適切な行為またはそのおそれのある行為を未然に防止する環境づくりを進めるとともに、早期発見のための仕組みを整えること。
 - オ こどもが一人でも参加できるよう、安全面に適切な配慮がなされていること。
 - カ 活動時には適切な保険への加入に努めること。
- (5) 連携と協力
 - 地域以外の団体等、学校、行政・関係機関等と相互に連携し、信頼関係の構築を図りながら協力する意向があること。
- (6) 会計と支援物資の適正管理
 - ア 活動資金は、会計担当者を定め、出納簿および領収書等の記録を必ず残すこと。
 - イ 小口現金の管理については、出納簿を作成し、定期的に出納簿と現金の確認及び照合を行うこと。
 - ウ 提供を受けた食品および物資は、居場所の活動目的以外に使用しないこと。
 - エ 提供を受けた食品および物資の転売や私的流用を禁止すること。
 - オ 営利事業者が活動を行う場合は、活動との切り分けのため別途任意団体を設立し、銀行口座や会計を分ける等の工夫をすること。
- (7) 禁止事項
 - ア 団体等または運営メンバーが暴力団員や反社会勢力の関係者ではないこと。
 - イ 団体等または運営メンバーが風俗営業を行っていないこと。
 - ウ 団体等または運営メンバーに性犯罪前科がないこと。
 - オ 参加者に対し、営業行為や特定団体への勧誘等（選挙活動・布教活動などを含む。）を行わないこと。
 - カ 居場所開所時に飲酒や、こどもの面前での喫煙を行わないこと。また、酒気帯び状態ではないこと。
 - キ こどもの権利を著しく侵害し、心身に影響を与える不適切な行為またはそのおそれのある行為を行わないこと。万一、活動の中で当該行為が発生した場合には市へ報告すること。

(運営上の義務および責務)

第3条 加盟団体は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 活動日時や場所など、居場所の活動内容に変更があった場合は、速やかにいこっと

事務局へ報告すること。

- (2) 食事を提供する場合は、事前に保健所に相談を行い、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。
- (3) 調理・配食等に伴う臭気・騒音・ごみ処理については、近隣住民の生活環境に影響を及ぼさないよう、十分に留意すること。
- (4) 近隣からの苦情や要望があった場合は、速やかに改善に努めること。
- (5) 活動報告や会計報告の確認に協力すること。また、必要に応じて帳簿類や在庫管理簿などを提出できる体制を整えること。

(加盟団体の取り消し)

第4条 加盟団体が次に掲げる事項に該当する場合は、加盟団体から取り消されることがある。

- (1) 加盟団体より実施要綱第4条第1項第1号に定める登録辞退届の提出があった場合
- (2) 加盟団体の活動実態が確認できない場合
- (3) 本内規に定める加盟要件、運営上の義務および責務を満たさなくなったまたは遵守していないと判断された場合
- (4) いこっと事務局からの活動照会や問い合わせに対して加盟団体の返答がない場合
- (5) いこっとの信頼を傷つけるような行為または加盟団体として適切でない事案が発生した場合

(ロゴ使用規定)

第5条 いこっとのロゴを使用する場合は、次に掲げる規定を遵守するものとする。

- (1) ロゴの付近に「豊中市こどもの居場所ネットワーク加盟団体」と表記すること。
- (2) 本内規に定める加盟要件を満たす活動の広報にのみ使用すること。
- (3) ロゴの色変更、変形または他のイラストや文字との重ね合わせ若しくは一部を切り取っての使用は禁止すること。